

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国・地域又は類似地域	全途上国
語学の種類	英語。なお、仏語ができれば望ましい。(両言語について語学証明書を有する場合は添付すること)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトの第一段階「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト（計画フェーズ）」において専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体「ブルキナファソ国農業を通じた栄養改善プロジェクト（実施フェーズ）」への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要です。

6. 業務の背景

ブルキナファソは西アフリカのほぼ中央に位置する内陸国であり、農業は GDP の 29% を占め、人口の 82% が従事している重要な産業である。同国の経済は、輸出総額の 79.1% を金が、7.66% を綿花が占めているが、金と綿花は国際市場の価格変動が大きく、農家の安定的な収入を支えることが出来ない。さらに、近年の人口増加も手伝い、貿易収支赤字が続いている。そのため、同国政府は輸

出構造を改善すべく、輸出産品の多様化を目的とした計画を策定し、積極的に取り組んでいる。また、5歳未満乳幼児の死亡率は世界ワースト14位、5歳未満児の成育障害（Stunting）が32.9%と世界的に見て著しく悪く、同国政府は「国家栄養計画（PASAN）」を策定し、農業省傘下の栄養・食品加工庁が中心となり施策を推進している。特に、学校給食制度の実施は、斉一的・持続的な実施ポテンシャルを有するため、学童期の栄養改善に大きく寄与するだけでなく、地産地消による農村経済の活性化の観点からも、大きな期待を寄せられている。低栄養児童が多い原因の一つに、国民の46.5%が貧困ライン以下の生活水準にあることが指摘されている。

ブルキナファソ政府は、2016年には、「経済社会開発国家計画（PNDES）2016-2020」を策定、①組織・制度の改革・行政の近代化、②人的資源の開発、③経済・雇用の促進に資するセクターの活性化を主要政策として掲げている。PNDESでは、特に農業・農村開発をPNDESの主要政策の②と③のために優先的に開発すべきセクターとして、最重要視している。同年、農業・農村開発に関する実行計画文書として策定された「農村開発国家計画2（PNSR2）2016-2020」では、主要な柱として①食糧安全・栄養保障、及び②脆弱な人々のレジリンスの強化を位置付けている。

加えて、これらの農業を通じた経済成長及び食糧安全・栄養保障の確保のため、2017年12月、政府は「国産作物の消費推進のための国家戦略（2019-2023）」を策定した。国産作物振興にあたっては、農作物の生産性向上のみならず、栄養改善のための栄養価・食文化に適した調理方法開発・多様化、加工水準の向上、衛生習慣の改善、包装技術の改良等を実践した付加価値化を推進しており、経済活動かつ栄養改善の一環として、農業の強化に取り組む政策である。

我が国の「対ブルキナファソ国別開発協力方針（平成30年8月）」では、重点分野を①農業開発、②教育の質の向上、③域内経済統合の促進としており、本案件では①と②の方針に合致する。農業生産物の多様化、高付加価値化を目指し、それによる農業従事者の所得向上と生活の安定化による経済成長の加速を図ること、また、経済活動としてのみならず人々の健康的な生活のための栄養改善を図る本計画の一連のサイクルは、援助の方針と合致する。さらに本案件では、農業技術普及・栄養改善啓蒙活動のパイロットサイトとしてワガドゥグ市内の小中学校2校に設定することを想定しているため学校給食の拡充も活動の対象となる。従い、学校給食の質の向上による就学児童の食生活改善、保護者への栄養啓蒙活動などを通して、地域が一体となり栄養改善へ取り組むこととなる。学校給食の実施により生徒の通学率が向上した事例もあることから、同国別開発協力方針の、②教育の質の向上にも資する。

この様な状況下、2018年4月にブルキナファソ政府は、国産地区農産物の加

エ・消費振興を通じた経済成長および裨益者の栄養改善を目的とする技術協力プロジェクト「農業を通じた栄養改善プロジェクト」を要請した。本プロジェクトは二段階方式で実施され、2020年12月より第一段階目の実施中である。今回実施する詳細計画策定調査は、第一段階目の活動内容を基に、関連情報を収集・分析した上で、調査団員として派遣されるJICA職員らとともに本プロジェクトに係る協力枠組み、実施体制、成果と活動を整理する。整理内容を踏まえてプロジェクト内容を先方実施機関と確認・協議し、協議議事録(M/M)で合意するとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性、整合性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2022年8月上旬～2022年9月上旬）

- ① 関連報告書等の資料・情報の収集・分析、および要請背景・内容を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討し、ブルキナファソ側関係機関に対する質問票（案）（英文・仏文）を提案する。計画フェーズのプロジェクト関係者から提供される情報を整理・分析し、調査項目に重複の無いよう、効率的な現地調査計画を検討すること。質問票（案）、調査計画（案）については現地調査前に発注者に提出すること。
- ② プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。なお、本協力は二段階方式による実施のため、第一段階目開始前にPDM、POを作成し、ブルキナファソ側と合意をしている。このため、PDMおよびPOを検討する際は、第一段階目の合意内容をベースに更新案を検討すること。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2022年9月上旬～2022年9月下旬）

- ① JICAブルキナファソ事務所、ブルキナファソ側関係機関等との打合せに

参加する。

- ② 先方関係機関（農業省、教育省、保健省）に対して、プロジェクトの評価手法について説明を行う。
- ③ 他団員と協力し、予め JICA ブルキナファソ事務所を通じ配布した質問票の回収、また、現地にて収集した情報を取りまとめる。なお、調査項目は JICA 側と相談の上実施する。
- ④ 担当事項に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下を想定する。
 - ・ 要請背景・要請内容及び政策の変化
 - ・ 関連各組織の所掌業務をアップデートし、分析を行う。
 - ・ 関係政策文書の進捗状況等を評価・分析する。
 - ・ ブルキナファソの農業分野を中心とする開発計画・政策及びこれらにおける本プロジェクトの位置づけ（主に農業省の政策を中心に整理）
 - ・ ブルキナファソの学校給食にかかる政策および本プロジェクトの位置づけ（主に教育省の政策を中心に整理）
 - ・ ブルキナファソの栄養改善分野を中心とする開発計画・政策及びこれらにおける本プロジェクトの位置づけ（主に保健省、農業省、教育省の政策を中心に整理）
 - ・ 関連分野における開発動向（ドナー（AfDB、FAO、WFP 等）の関連事業や援助動向を含む）の進捗状況と、将来的な見通しの整理
 - ・ 本プロジェクトのパイロットサイト候補である、ワガドゥグ市内 2 校の①小学校周辺の農業事情の把握、②小学校にかかる基礎情報（生徒・教員人数、教育内容など）、③給食事業の実施状況、④栄養改善に関する活動実施体制、⑤予算状況（費目別予算要求規模、承認額、配賦額の実態）等の現状
- ⑤ プロジェクト活動に係る協議に参加し、支援する。
- ⑥ 収集情報および協議結果を基に、他の調査団員および実施中プロジェクト専門家らと協力してプロジェクト概要（協力の範囲、活動内容、投入規模、実施工程等）および、ブルキナファソ側の関係機関におけるプロジェクト運営体制を検討・提案する。
- ⑦ 各協議・面談の議事録を作成する。
- ⑧ 改訂版 PDM（案）、PO（案）、改訂版 R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。
- ⑨ 協議議事録（M/M）（英文・仏文）の作成に協力する。
- ⑩ 担当事項に係る現地調査結果を JICA ブルキナファソ事務所等に報告する。

- ⑪ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ⑫ なお、調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。具体的な PDM 反映に際してのステップは以下の通り。

PDM への反映に際してのステップ

1. プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
 2. ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
 3. ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- ⑬ 気候変動対策支援ツール（適応策）
（https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html） pp.1～39 の「気候リスク評価の実施」及び pp.42～44 の「農業分野の気候リスクの概要・考え方」等を参照の上、可能な範囲で、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、本事業が適応策として十分か検討の上、必要であれば追加的な適応オプションを検討する。
 - ⑭ 担当事項に係る現地調査結果を JICA ブルキナファソ事務所、ブルキナファソ側関係機関等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2022年9月下旬～2022年10月中旬）

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。また、詳細計画策定調査報告書（案）の全体とりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2022年10月12日(水)までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

(2) 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

(3) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒パリ⇒ワガドゥグ⇒パリ⇒日本、もしくは、日本⇒アディスアベバ⇒ワガドゥグ⇒アディスアベバ⇒日本を標準とします。

(4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2022 年 9 月 4 日～2022 年 9 月 24 日を予定しています。本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査を開始することを予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 団長 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ブルキナファソ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：英語⇄フランス語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：基本的に滞在先ホテル内における作業。必要に応じて、JICA ブルキナファソ事務所会議室等の執務スペースの利用も可。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (e-mail: edga2@jica.go.jp) にて配布します。なお、これらのデータはプロポーザル作成の参考資料としてのみ使用し、使用後は各社で廃棄することとします。

・プロジェクト要請書

・プロジェクト各種報告書 (業務計画書、モニタリングシート)

・プロジェクト各種合意文書 (R/D、M/M等)

・プロジェクト基本計画策定調査報告書 (2020 年)

・農業・農村開発政策アドバイザー業務 業務完了報告書 (2020 年)

・計画フェーズ中間報告書 (モニタリングシート) (2022 年)

② 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されてい

ます。

- ・ 栄養プロフィール（ブルキナファソ、2020年3月）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/ku57pq00001pa078-att/nutrition_profile_burkinafaso.pdf

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定す

る約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上